

○財務省告示第三百五十三号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成
二十七年十月二十六日に発行した政府短期証券の
発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年十一月六日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第五百六十六回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第七条第一項、財政融
の法律及びそ 資資金法（昭和二十六年法律第
百号）第九条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第八十三条第
一項、第九十四条第二項、同条
第四項、第九十五条第一項、第
百三十六条第一項及び第三百十
七条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下

八		七		六		五	
額最		イ 払		イ 発		イ 募	
低	行争非者特国入価	行争非者特国入価	行争非者特国入価	行争非者特国入価	行争非者特国入価	行争非者特国入価	行争非者特国入価
額	札格第I加場行争	札格第I加場行争	札格第I加場行争	札格第I加場行争	札格第I加場行争	札格第I加場行争	札格第I加場行争
面	金	金	金	金	金	金	金
千	万	万	万	万	万	万	万
円	円	円	円	円	円	円	円
			八四万四		額万額		
			百千五兆		面円面		
			十九千三		金額		
			十二千七		額で		
			九百七		四兆		
			億円百		九千		
			四億七		十九億		
			百千四		円		
			九千四				
			十一百				
			万四千				
			八十九				
			千九				

「国債市場特別参加者」のうち、第I非

各申込みの応募額を割り当てる。各申込みの応募額を順位の高い

各申込みの応募額を割り当てる。各申込みの応募額を順位の高い

各申込みの応募額を割り当てる。各申込みの応募額を順位の高い

